

令和8年3月19日

郡市区等医師会 様

一般社団法人 大阪府医師会

特定健診・特定保健指導 令和8年度の変更内容について（ご連絡）

平素は、本会事業に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

特定健診・特定保健指導の変更内容につきましては、例年お伝えしておりますが、令和8年度につきましては、令和7年度の内容から変更はございませんので、ご連絡申し上げます。

詳細につきましては、「令和8年度特定健康診査・特定保健指導マニュアル」をご確認下さい。
（3月18日以降に各医師会へ納入予定）。

なお、代行請求の入力票の取り扱いについて、別紙にてご案内させていただきますのでお目通しと会員医療機関様へのご周知をお願い申し上げます。

※事務局：健診事業課 田中（TEL 06-6763-7568・FAX 06-6763-2058）

●大阪府医師会特定健康診査用入力票の取り扱いについて（お願い）

1. 入力票差し替えのご依頼

特定健診の入力票は令和6年度の第四期に質問票の内容が改訂されたことを受け、2024年4.1版以降のものが第四期対応の様式となります。

令和6年度以降に受診された方に第三期の入力票を使用され、問診の喫煙歴や飲酒の記載に誤りのあるケースが見られますので、今一度会員医療機関様へ実施年度と入力票の様式をご確認いただきますようご周知をお願いいたします。

在庫数にかかわらず、新様式への入れ替えをお願いいたします。

2. 入力票の訂正について

修正テープでの訂正を誤って読み取り、保険者へ報告してしまう事例がございました。誤った数値や文字を記入された際は、修正液や修正テープを用いず、二重線で打ち消していただくようお願い申し上げます。二重線での訂正が間に合わない場合や、不明瞭になってしまう場合等は、お手数をおかけしますが、再度新しい入力票の作成をお願いいたします。